

割引現在価値と会計配分
－資産化と利子配分－

Discounted Present Value and Accounting Allocation
: Relationship between Capitalization and Interest Allocation

石川純治 Junji Ishikawa

- 1 はじめに
 - 2 リース会計と割引現在価値
 - 3 満期保有目的債券と割引現在価値
 - 4 貸倒懸念債権と割引現在価値
 - 5 資産化と利子配分
 - 6 結び
- 補遺1 会計配分の基礎
補遺2 数学的表現

Keywords: 割引現在価値、利子、会計配分、リース会計、満期保有目的債券、貸倒懸念債権、時価会計

1 はじめに

企業会計における割引現在価値(PV)計算は、伝統的な会計配分という枠内においてもいくつかのケースにおいてみられる。そこには将来キャッシュフローの資産化(capitalization)と利子配分(allocation of interest cost)という共通の会計処理がみられる。

本稿では、リース会計(第2節)、満期保有目的債券(第3節)、貸倒懸念債権(第4節)の3つのケースを取り上げ、それらに共通する資産(・負債)化と利子配分の対関係を抽出する(第5節)。こうした共通の構造をみることは、今日の(会計配分の思考とは異なる)「時価会計」における公正価値(時価)評価との相違を明らかにすることにつながる(第6節)。なお、補遺1では会計配分の基礎について、補遺2では会計配分および資産化と利子配分の対関係をシンプルな数学的表現でもって、それぞれ補足する。

2 リース会計と割引現在価値

〈設例ケース1：リース会計〉

A社(決算日は12月31日)は×1年1月1日に、以下の条件により機械のリース契約を結び、即日使用を開始した。なお、当該リース契約はファイナンス・リース契約であり、リース期間終了後の所有権に関して無条件に移転するものとは認められない。

リース条件：①リース期間：契約日より5年間、②支払リース料：年間400,000円(毎年12月31日支払)、③借手の見積現金購入価額：1,700,000円、④借手の追加借入利率：年5%

表1 リース会計(借手)ーリース料の分解ー

	①リース債務額 (期首元本)	②返済額 (リース支払額)	③利息相当額 (①×利率5.7%)	④元本返済額 (②-③)	⑤リース債務残 (①-④):期末元
×1年1/1~12/31	1,700,000	400,000	96,900	303,100	1,396,900
×2年1/1~12/31	1,396,900	400,000	79,620	320,380	1,076,520
×3年1/1~12/31	1,076,520	400,000	61,360	338,640	737,880
×4年1/1~12/31	737,880	400,000	42,060	357,940	379,940
×5年1/1~12/31	379,940	400,000	20,060(*)	379,940	—
合計	—	2,000,000	300,000	1,700,000	—

(*)誤差調整のため、最終年度の利息相当額=リース支払額-前期末リース債務

(1) 支払リース料の分解ー元本分と利息分ー

1つめのケースはリース会計(ファイナンス・リース)である、そこでのポイントはリース支払総額を元本(これが固定資産評価額とその期間配分としての減価償却費となる)と利息に分解することであり、そのさい割引現在価値の計算が用いられる。以下、その要点をみておきたい。

〈要点: ケース1〉

- ① ①リース支払総額の借手の利率5%による割引現在価値=1,731,790>見積現金購入価額=1,700,000
- ② リース資産の計上価額(元本)=①の小さい方¹=1,700,000
- ③ 利息相当額のための利率の計算: リース支払総額の割引現在価値=②となる割引率(利率)
 数値例: $r \doteq 5.7\%$ [$400,000/(1+r) + 400,000/(1+r)^2 + 400,000/(1+r)^3 + 400,000/(1+r)^4 + 400,000/(1+r)^5 = 1,700,000$ となる r の値]
- ④ 毎期のリース支払額の元本分と利息分の分解: 利息分=期首元本(PV)×③の利率
 数値例: 第1期=②の元本×③の利率=1,700,000×5.7%=96,900=利息分、元本返済分=リース支払額400,000-96,900=303,100
- ⑤ 期末元本=期首元本-④での元本返済分

重要なところは④の計算、すなわち、每期支払リース料の元本分と利息分への分解である。そのために、まず①と②で元本額であるリース資産計上額が求められる。これが減価償却として毎期費用配分されることはいうまでもない。そして、③での利率を求めるために割引現在価値の計算がなされる。すなわち、リース支払総額の割引現在価値が当該リー

¹ 所有権移転外ファイナンス・リース取引であるので、リース支払総額の借手の利率5%による割引現在価値と見積現金購入価額(時価)の小さい方が選ばれる。その資産の時価を超える価額をもって資産計上することはできないからと思われる。

ス資産計上額（ここでは見積現金購入価額）に等しくなる利率（割引率）5.7%が求められ、この利率が利息相当額の算定に用いられるわけである。こうして、数値例に示されているようにリース支払総額2,000,000は元本部分1,700,000と利息分300,000に分解され、この300,000が④での計算によって每期配分されているわけである。これがいわゆる「利息法」とよばれる配分方法である²。

以上の要点を仕訳で示せば次のとおりである。

〈仕訳：ケース1〉

リース開始日：(借) 機械装置 ×× (②) (貸) リース債務 ××
リース料支払日：(借) リース債務 ×× (④の元本分) (貸) 現金預金 ××
支払利息 ×× (④の利息分)

(2)いくつかの議論

第1は元本化と利息配分ということについてである。すなわち、③と④の計算にみられるように、割引率は将来(確定)キャッシュフローの元本化(元本としてのリース資産化、**capitalization**)とその元本にもとづく利息計算との連結子となっている。つまり、その連結子(割引率)を挟んで複利計算の逆算による割引現在価値としての元本と、その元本から今度は複利計算による利息計算がなされているわけである。あとで論じるように、この元本化(時の逆順)と利息配分(時の正順)との対関係が次節の満期保有目的債券(購入社債)のケースと「同形」(**symmetry**)なのである。

第2は生産とファイナンスの交錯ということについてである。すなわち、リース会計にあっては、生産過程に入っていくもの(減価償却資産＝元本部分)とその過程の外に位置するファイナンス(利息計算)という経済学的に性格を異にするものが交錯している³。それゆえに、リース支払総額から元本額(固定資産額)と利息額とを分離する必要があるわけである。この金利相当額の生産資本からの分離は、長期延払い(割賦)による固定資産の購入と本質的にかかわらないといえる⁴。

第3はキャッシュフローの配分に関してである。すなわち、リース会計での利息配分は総額からみればその期間配分になっているが、(本設例ではリース料支払日と決算日が同じであるので)その配分は仕訳にも示されているように、現金によるリース支払料の利息分であるからキャッシュフロー(支出)がともなった配分(支出＝発生)となっている。あとのケースでの配分(見越あるいは繰上)では、キャッシュ・ベース(**cash base**)と

² 「利息法とは、各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である」「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」三1(3)。

³ 経済学的観点からいえば資本の「生産関係」と「所有関係」との交錯といえる。生産関係と所有関係については拙稿「時価会計と資本利益計算の変容(下)」(『経営研究』第53巻第3号)参照。

⁴ 設備購入にかかわる長期支払手形において金利が明示されていない場合(あるいは明示されていてもその金利が合理的でない場合)、将来キャッシュフロー(手形額面)の割引現在価値がその固定資産の購入原価となり、額面金額との差額(**imputed interest**)が支払利息として支払満期日までにわたって(実効)利息法により期間配分される。なお、S F A S No. 3 4 (1979年)「利子費用の資産化」(**Capitalization of Interest Cost**)では、特定の資産購入に要する利子費用の資産化(資産計上)の基準が定められている(パラグラフ9)。

のタイムラグによる不一致が発生ベース (accrual base) によって配分される。その点で、少なくとも毎期のリース支払額でみれば、配分というより分解 (リース料のうち利息相当額の認定) である。

3 満期保有目的債券と割引現在価値

(設例ケース 2 : 満期保有目的債券)

A社 (12月決算) は、×1年1月1日に以下に示す既発行のB社社債を 9,650,000 で取得した。この債券は、満期まで所有する意図をもって保有するものである。なお、取得価額と債券金額 (額面) との差額 (取得差額) は、すべて金利の調整部分 (金利調整差額) である。

①額面 : 10,000,000、②満期 : ×4年12月31日、③利率 : 年利5%、④利払日 : 毎年12月末日 (年1回)

表2 満期保有目的債券—利息配分と償却原価—

	①金利受取額	②利息配分額 (④×実効利率)	③金利調整差額の 償却額(②-①)	④償却原価 (簿価)
X1年1/1	—	—	—	9,650,000
X1年12/31	500,000	579,000	79,000	9,729,000
X2年12/31	500,000	583,740	83,740	9,812,740
X3年12/31	500,000	588,760	88,760	9,901,500
X4年12/31	500,000	598,500	98,500(*)	10,000,000
合計	2,000,000	2,350,000	251,500	—

(*)誤差調整のため、最終年度の③=額面額-期首簿価、②=500,00+③。

(1) 償却原価法の構造

2つめのケースとして金融商品それも満期保有目的債券 (購入社債) での「償却原価法」をとりあげてみたい。償却原価法の構造はそんなに難しいものではなく、以下の要点を理解するだけでよい。

(要点 : ケース 2)

- ① 実質的な利息総額 = 受取が確定している各期の契約利息 + 取得時の金利調整差額 (額面額と取得価額との差額)

数値例 : $2,000,000 + (10,000,000 - 9,650,000) = 2,350,000$

- ② 実効利率 = 確定している将来キャッシュ・インフロー (契約利息 + 額面額) の現在価値が (額面以下の) 購入価額に等しくなる割引率

数値例 : $r \doteq 6\%$ [$500,000 / (1+r) + 500,000 / (1+r)^2 + 500,000 / (1+r)^3 + 10,500,000 / (1+r)^4 = 9,650,000$ となる r の値]

- ③ 利息総額の期間配分 = 期首簿価 (期首 PV) × 実効利率

数値例 : 第1年度は $9,650,000 \times 0.06 = 579,000$

- ④ 金利調整額の配分 = ③ - 契約利息 = 毎期の増価額

数値例：第1年度は $579,000 - 500,000 = 79,000$

⑤ 簿価の計算 = 前期末簿価 + ④の利息配分額

周知のとおり、ここでも「利息法」が用いられ、①の利息総額が③の計算によって期間配分される。複利計算に基づいて配分されているので、定額法（均等配分）に対して利息法とよばれる。社債の発行価格（購入額）と額面金額との差額が金利調整であるかぎり、それをふくめた金利つまり実効利率6%（契約利率5%より当然に高くなる）で配分されるわけである。そして、④の金利調整額の配分額は、最初の購入価額から始まって毎期その債券の評価額に加算（増価、アキュムレート）され、最終的に額面金額となるわけである⁵。

以上の要点を仕訳で示せば（決算日と利払日が同じとして）、次のとおりである。

〈仕訳：ケース2〉

取得日：（借）満期保有目的債券 ××（購入価額） （貸）現金 ××
 決算日（利払日）：（借）現金 ××（契約利息） （貸）有価証券利息 ××（③）
 満期保有目的債券 ××（④）
 満期日：（借）現金 ×× （貸）満期保有目的債券 ××（額面額）

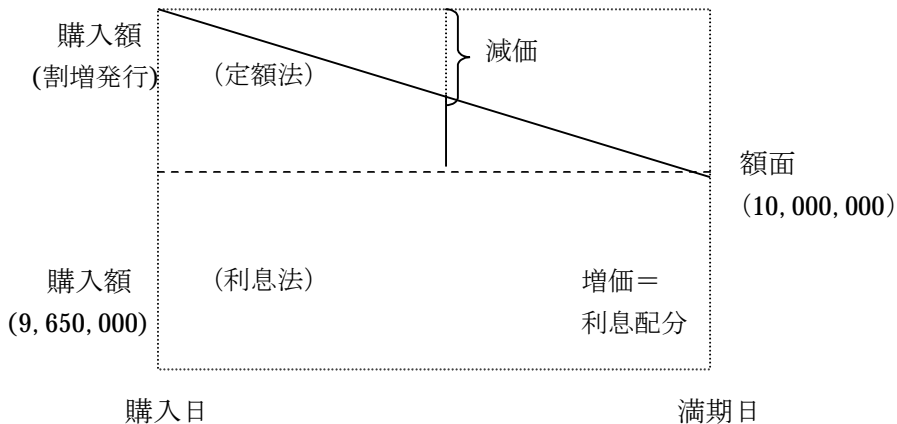
（2）いくつかの議論

第1は利息配分と増価ないし減価についてである。すなわち、⑤の計算で注意したいのは、有価証券利息（フロー計算）→増価として加算（ストック評価）…(a)であってその逆ではないということである。むしろ、結果的にみて、各期末の割引現在価値は増価加算された債券評価額（ストック評価額）に等しく、したがって各期の有価証券利息は期末と期首の割引現在価値の差額ではある。しかし、これをもってPVの計算→PVの期末と期首の差額=有価証券利息…(b)と解釈してはいけない。このことは、時価会計でのPV計算とその差額としての利得・損失計算との区別という点できわめて重要である。例えば、ここでの債券簿価の変動（増価）および次節での債権簿価の変動（増価）と売買目的有価証券の時価変動とを比較すること、すなわち利息配分による「増価」と想定元本それ自体の変動による「時価」変動差額の違いが重要な論点となる（第6節および補遺1の2参照）。

なお、割増発行（打歩発行）の場合は、逆に額面よりも高い購入価額となるので簿価を毎期減額する（「増価」に対して「減価」）。両者ふくめて償却原価法の構造を図示すれば図1のようになる（定額法償却では増価/減価のラインが直線になる）。

⁵ 実効利率6%は計算の便宜上およその値で計算しているので、×4年の償却額は誤差調整のため、③および④の計算どおりとはなっていない。

図1 利息配分と増価—償却原価の動き—



第2は発行側の会計処理との関係についてである。すなわち、社債の発行側についていえば、金利調整差額（社債発行差金）は、貸方の社債金額を額面で計上するかぎり、借方側に社債発行差金として仕訳される。しかし、それは前払利息の性格を有するので、ここでもその差金償却は先の購入側（投資側）との一貫性（表裏の関係）からすれば、本来、利息法によって償却（支払利息の配分）すべきものと考えられる⁶。仮にこの発行側の会計処理を購入側でも一貫（表裏）して採るなら、割引社債を購入したときの取得価額ではなく額面額で評価することも考えられるだろう。そして、その差額は発行側での前払利息とは逆に前受利息（ただし借方は現金ではなく、満期償還のときに取得価額との差額として現金化）の性格として会計処理され、その期間配分（毎期の受取利息）がなされることになる⁷。

逆に、上記の仕訳と一貫する発行側の会計処理も考えられよう。すなわち、発行側も負債としての社債が額面ではなく割引発行額で測定され、その差額が每期社債評価額に増価（アキュムレーション）されるという会計処理が考えられる。そこでは額面で測定される「前払利息説」とはまったく逆に、いわば「後払利息説」となる。この考えによれば、発行側（負債）と購入側（資産）の社債評価額が、ともに資産と負債の違いはあれ、「割引発行額（発行側）ないし購入額（投資側）→増価→期末評価額」として首尾一貫（表と裏

⁶ それが利息法ではなく「定額法」（均等償却）によって処理されるのは商法での繰延資産の均等償却との関係からであろう。そのことは「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」での「有価証券や債権等の金融資産と異なり、金銭債務に利息法を採用しない理由は、社債発行差金の償却が商法上の繰延資産に該当しており、その償却については商法上定額法しか認めていないと解釈されることによる」（303項）との説明に伺える。

⁷ 確定している将来キャッシュフロー（社債額面額）を資産評価額とし、取得価額（発行側では発行価額）との差額を前受利息として満期までに合理的に期間配分する方法は、「外貨建取引等会計処理基準注解」の注7での為替予約等に関する「振当処理」の方法に該当するといえる。これに対し、額面額と取得価額との差額を先に一括資産計上せず、増価というかたちで期間配分することで徐々に資産計上するのが「償却原価法」にほかならない。両者の違いは、金利調整部分を先に一括資産計上するか、逆に後で部分的に資産計上するかである。振当処理についてはあとの注31参照。

が同じ論理)する⁸。

第3はキャッシュフローと発生ベースによる配分に関してである。すなわち、金利調整差額(350,000)の期間配分は、キャッシュフローの配分という観点から将来キャッシュフローの広い意味での「見越」(あるいは「繰上」といえる(補遺1参照)。先に⑤の計算でみたように、その利息配分額は債券評価額(債券簿価)の每期増価というかたちをとって満期時に額面金額となり、その金額がキャッシュインフローとなる。つまり、毎期の利息配分は将来確定キャッシュインフロー(額面金額)の見越配分としての利得計算を行っているといえることができる。なお、毎期の受取契約利息(500,00)についても通常は利息受取日と決算日とは同じでない(収入と収益とは一致せず)、見越あるいは繰延の必要がでてくる。ただ、前者が満期までの全期間にかかわる配分であるのに対し、後者は毎期の契約利息をはさんだ2期間にかかわる配分といえる。

最後に「償却原価」の意味するものについて考えてみたい。まず、ここで「償却(amortization)とは金利調整差額の期間配分をいう⁹。では、「原価」とは何を意味しているであろうか。通常、原価(あるいは原価配分)というとき、それは(将来支出も含めて)支出額とかかわり、収入額とはかかわらない。となると、ここで原価とはまずは割引発行価額9,400の現金購入額となる。その原価に額面(将来キャッシュインフロー)との差額が見越配分として每期増価されている。注意したいのは増価される前の原価部分は(資産の購入であるから)支出としての原価であり、それに増価加算される金額は将来収入の配分額であるという点である。つまり、過去支出に将来収入(の配分額)が加算されて「原価」を構成しているということである。ここに、原価がなんらかの支出とむすびついていると解釈するかぎりには、この支出と収入という異種の合算という問題が生じる。償却原価というときの原価とは何を意味するのか、あらためて問われる¹⁰。

⁸ こうした後払利息説を展開している笠井昭次『会計の論理』(税務経理協会、2000年)778頁参照。ただ、問題は発行側において契約利息の現金支払いも増価としていったん社債の評価額に入り、ただちに減価されるという解釈は、元本と利子の無差別・無区分という結果をまねく。この点で検討の余地があるようにも思えるが、要するに笠井説においては「収入しうべき額」という上位概念からは元本も利息も無差別であり、それらがともに社債の簿価を構成しているのである。なお、元本と金利の区別の徹底という観点からは、購入価額を最後まで債券評価額とし金利調整差額の償却を債券評価額にふくめない(例えば未収利息勘定をたてる)、という第3の方法も1つの可能性として考えられよう。

⁹ 一般に「償却(amortization)」とは減価償却や減耗償却、無形資産の償却(この場合は特別の名称が与えられていない)も含む広い概念である。Stickney C. P. R. L Well and S. Davidson, *Financial Accounting* (6th ed.), (Harcourt Brace Javanovich College Publishers, 1991) pp.322-23 参照。SFAC No. 6の Paragraph 142では、「配分(allocation)」を「償却(amortization)」を含むより広い概念として「配分はある計画または公式(a plan or a formula)によって金額を配賦(assigning)あるいは分配(distributing)するプロセスである」(平松・広瀬訳『FASB財務会計の諸概念』中央経済社、1988年、352頁)と説明している。

¹⁰ この異種の合算という問題をクリアするには、論理的には2つの可能性、すなわち社債の購入額を収入とみるか、増価額を支出とみるしかない。どちらかといえば前者の方が考えられるが、いずれの解釈も今の筆者にはむづかしい。なお、「金融商品会計基準」では償却原価法について「債権又は債券を債権金額又は債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に増減する方法」(注解5)と説明している。ここで売掛金や受取手形のような債権のケースでははじめから(将来)収入にかかわっている(ただし、同じ債権でも貸付

4 貸倒懸念債権と割引現在価値

〈設例ケース3：貸倒懸念債権〉¹¹

A社がB社に対し有する債権金額 1,000,000、約定利率年5%（年1回払い）、残存期間5年（期限一括返済）の債権について、X1年3月31日の利払後にB社から条件緩和の申し出があり、A社は、約定利率を年2%に引き下げること合意した。

表3 貸倒懸念債権－簿価切り下げと簿価変動－

		X2年 3月31日	X3年 3月31日	X4年 3月31日	X5年 3月31日	X6年 3月31日	合計		
キャッシュフロー	イ) 契約上の将来 キャッシュフロー	50,000	50,000	50,000	50,000	1,050,000	1,250,000		
	ロ) 条件緩和後の 将来キャッシュフロー	20,000	20,000	20,000	20,000	1,020,000	1,100,000		
	ハ) 約定利率5% に基づく現価係数	1/1.05 =0.9524	1/1.05 ² =0.9070	1/1.05 ³ =0.8638	1/1.05 ⁴ =0.8227	1/1.05 ⁵ =0.7835	-		
債権簿価の計算	X1年3月31日 (当初:イ×ハ)	47,620	43,351	43,192	41,135	822,702	1,000,000	簿価×5%	簿価差額
	X1年3月31日 (修正後:ロ×ハ)	19,048	18,141	17,277	16,454	799,197	870,117	-	129,88
	X2年3月31日		19,048	18,141	17,277	839,157	893,623	43,506	23,50
	X3年3月31日			19,048	18,141	881,114	918,303	44,681	24,68
	X4年3月31日				19,048	925,170	944,218	45,915	25,91
	X5年3月31日					971,429	971,429	47,211	27,21
	X6年3月31日 (満期日)					1,000,000 20,000	1,000,000 20,000	48,571	28,57

あとで議論することになるが、表3の簿価計算において将来キャッシュインフローを（引き下げ後の2%ではなく）当初の約定利率5%で割り引いた現在価値が求められていることに注意されたい。

(1) 簿価切り下げと簿価変動額の意味

3つめのケースとして、これまでのケースとはやや異なるが（簿価の切り下げがある）、同じく資産評価にPVの計算が用いられ、それに基づいて利息配分が行われている貸倒懸念債権のケースを取り上げてみたい。数値例での要点は以下のとおりである。

〈要点：ケース3〉

① 債権金額 1,000,000

② 債権金額と毎期の当初契約の受取利息（5%）50,000のPV=①

数値例：X1年度末のPV=1,000,000、…、X5年度末のPV=(50,000+1,000,000) / 1.05=1,000,000

金の場合は支出がともなっている)。したがって問題は債券のケースであるといえる。

¹¹ 本設例は「金融商品会計に関する実務指針」の設例13に基づいている。

- ③ 債権金額と毎期の修正後契約利息（2%）20,000のPV（ただし割引率は当初の
 利率5%）
 数値例：X1年度末（修正時）＝¥870,117、X2年度末＝893,623、
- ④ 貸倒見積高＝①－③（修正時：X1年度末）
 数値例：1,000,000－870,117＝129,883（貸倒引当金繰入額）
- ⑤ 毎期の受取利息＝③（期首のPV）×当初の利率5%
 数値例：X2年度末＝870,117×0.05＝43,506
- ⑥ 簿価の増価額＝⑤－修正後契約利息20,000＝③のPVの期間差額
 数値例：X2年度末＝43,506－20,000＝23,506＝893,623－870,117

まず、①＝②は每期成立していることを確認されたい。つまり、元本と（当初の利率のもとでの）利息の将来キャッシュフローのPVは、每期いつでも債権金額¥1,000,000に等しいということである。③は元本と修正された利息のもとでの将来キャッシュフローのPVであり、（割引率が引き下げられた利率2%ではないので）毎期末のPVは異なる¹²。その各期のPVの差額（増加額）の意味するものがあとで議論になる。④は債権金額（簿価）1,000,000と修正時点（1年度末）で見積もり直されたPV＝870,117（新たな簿価）との差額である。この差額129,883は貸倒引当金繰入額として会計処理されるが、それは簿価の切り下げであるので減損とみてよいだろう。これもあとで議論するが、この新たな簿価の計算が当初の利率5%で計算されていることに留意されたい。⑤と⑥は受取利息の計算であるが、③で計算されるPV（期首簿価）が元本相当額であるから、その当初利率5%（使用した割引率）が利息というわけであり、その計算が⑤である。ただ、実際のキャッシュフローは20,000であるので、その差額23,506が問題になる。⑥はそれが実は③で求められるPV（簿価）の期間差額に等しいことを示している。これもあとで議論するが、この差額の性格とその会計処理が一番むつかしい論点である。

以上の要点を仕訳で示せば、次のようになる。先のむつかしい論点であった⑥のPVの期間差額の処理が第1法と第2法として示されている。

〈仕訳：ケース3〉

条件緩和時：（借） 貸倒引当金繰入額 ×× (④)	（貸） 貸倒引当金 ××
決算日（第1法）：（借） 現金預金 ××（修正契約利息）	（貸） 受取利息 ×× (⑤)
貸倒引当金 ×× (⑥)	
決算日（第2法）：（借） 現金預金 ××（修正契約利息）	（貸） 受取利息 ××
貸倒引当金 ×× (⑥)	貸倒引当金戻入益 ××

（2）いくつかの議論

第1は、貸倒引当金繰入額129,883の性格についてである。結論から言えば、それは見

¹² 割引率を当初の5%ではなく引き下げられた2%で行うとPV（簿価）の計算はどうなるかといえば、それは毎期1,000,000になるはずである。したがって、これから先の④から⑥の計算はいっさいでてこないことになる。ただ、受取利息の減少分(50,000－20,000)×5年間＝150,000が会計処理されるかどうかが残ることになる。

積み直された将来キャッシュフローの収益率が当初の収益率（5%）と同じになる（catch up）簿価修正として、貸倒見積高（減損）が修正時点に一括計上されているということである。⑤での受取利息の計算を再度みられたい。契約利率が2%に引き下げられているにもかかわらず、元本に相当するPV（③の計算）に対する収益率が5%となっているのである¹³。したがって、注意すべきはこうした計算がけっして修正時点でのストックの価値評価の計算を行っているのではないということである¹⁴。

第2は貸倒引当金繰入額 128,883 の每期取崩額の意味についてである。第1の点からすれば、この貸倒引当金繰入額は結局⑥で計算される受取利息の合計に等しくなる。つまり、（引当金繰入額＝）取崩額の合計＝⑥の利息配分額の合計となる。しかも、この利息配分は⑥に示しているようにPVの期間差額、つまり毎期の債権簿価（PV）の増価額に等しい。このことは次のように解釈すると理解されるかもしれない。すなわち、貸倒引当金を設定せず直接減額（直接法で表示）すれば、例えば第2年度末の取崩額 23,506＝期末PV (893,623)－期首PV (870,117)→債権簿価の増価→（貸倒引当金を設けない）直接法表示では（借）債権 23,506／（貸）受取利息 23,506、となる。こうして、（借）資産（有価証券、債権）／（貸）受取利息という仕訳は先の購入社債のケースと同じかたちとなる。貸倒引当金を設定する間接法表示では、それがその取り崩しというかたちで間接的に簿価の増価となっているのである。

第3は最初の貸倒引当金繰入額とその取り崩しの利益計算上の関係についてである。すなわち、貸倒引当金繰入額＝修正時点での損失計上→それ以降の期間に利益（受取利息）として再配分、という構造になっている。この利益計算の仕組み（構造）は減損会計のそれ、すなわち修正時点とそれ以降の利益計算のリンク関係（修正時点の損失計上→それ以降の利益計上）と同じである¹⁵。

第4は取り崩しの会計処理が同じ利益でも受取利息とするか（第1法）、それとも貸倒引当金戻入益（第2法）とするかである。この2つの方法の違いは、利子収益の収益率という観点からは、前者（第1法）ではすでにみたように当初の5%になるのに対し、後者（第2法）では相手勘定が受取利息ではないので5%にならない。また、先にみたように貸倒引当金を設定せず修正前の簿価（PV）1,000,000を直接減額するのであれば、そもそも引当金の取り崩しもない。その点からすれば、貸倒引当金戻入益は直接減額では本来でてこないはずのものである。ただ、貸倒引当金戻入益を用いると貸倒引当金繰入額（修正時点の損失計上）とその戻入（それ以降の利益計上）という関係になるので、先の第3にあげた修正時点とそれ以降の利益計算のリンク関係がより直接的にあらわれることになる。

第5はキャッシュフローと配分（見越配分）についてである。すなわち、毎期の増価に

¹³ 2%に引き下げられたのに5%の収益率が確保されている。なぜか、これが問題になる。米山正樹『減損会計』（森山書店、2001年）並びにそこでの理論展開を期間利益計算の「正常性確保説」として論じている拙稿「書評：米山正樹著『減損会計』（『経営研究』第53巻第2号）参照。

¹⁴ こうした価値評価とは基本的に異にする会計思考（「評価スキーム」に対する「配分スキーム」）については前掲米山『減損会計』参照。

¹⁵ この修正時点の損失（減損）計上とそれ以降の利益計上との関連については拙稿「減損会計と利益計算の構造」（『企業会計』第53巻第11号）参照。

より最終的につまり満期日にPVが1,000,000となるということは、最終的に1,000,000のキャッシュフローがはいつてくるわけであるから、⑥で計算される利息配分は将来キャッシュフローの「見越」ということになる。先に(借)資産(有価証券、債権) / (貸)受取利息という仕訳が購入社債のケースと同じであることをみたが、ここではキャッシュフローの配分という観点から、それが購入社債のケースと同じく見越配分としての利息配分になるということである。

5 資産化と利息配分—その対関係と同形性—

以上3つのケースをみてきたが、いずれのケースも①確定している将来キャッシュフロー、②その現在価値(PV)、③両者の差額としての利息総額、④その期間配分=期首簿価(PVであり元本相当額)×割引率、という点で共通する(簿価=PVについては補遺2参照)。この共通点の抽出が重要である。それは一言でいえば、将来キャッシュフローの資産化(①と②)と利息配分(③と④)の「対関係」ということであり¹⁶、それが3つのケースについて「同形」なのである。以下、このことについて述べたい。

まず、上記の①将来キャッシュフロー、②そのPV、③利息総額、④その期間配分、を各ケースについて示せば以下のとおりである。

表4 3つのケースの要約表

	①将来キャッシュフロー	②=①のPV (割引率r)	③=①-② (利息相当額)	④=③の期間配分 (每期首簿価×割引率)
1)リース会計	2,000,000 (リース支払額)	1,700,000 (r=5.7%)	300,000	96,900+79,620+ ...+20,060=300,000
2)購入社債	10,000,000+2,000,000 (受取額面額+5%受取利息)	9,650,000 (r=6%)	2,350,000 (2,000,000+350,000)*	579,000+583,740+ ...+598,500=2,350,000
3)貸倒懸念債権	1,000,000+100,000 (債権金額+2%受取利息)	870,117 (r=5%)	229,883 (100,000+129,883)*	43,506+44,681+ ...+48,571=229,883

*350,000と129,883の部分が増価配分となる

〈ケース1：リース会計〉

①リース料総額2,000,000、②リース資産額1,700,000=①のPV(割引率5.7%)、③支払利息総額=①-②=300,000、④その期間配分=毎期の期首簿価(リース債務簿価)×5.7%

〈ケース2：購入社債〉

①額面+契約利子=10,000,000+500,000×4年、②社債の購入価額9,650,000=②のPV(割引率6%)、③受取利息総額=①-②=2,350,000、④その期間配分=毎期の期首簿価(債券簿価)×6%(実効利率)

〈ケース3：貸倒懸念債権〉

①債権金額+修正契約利子=1,000,000+20,000×5年、②当初利率での債権価値(新

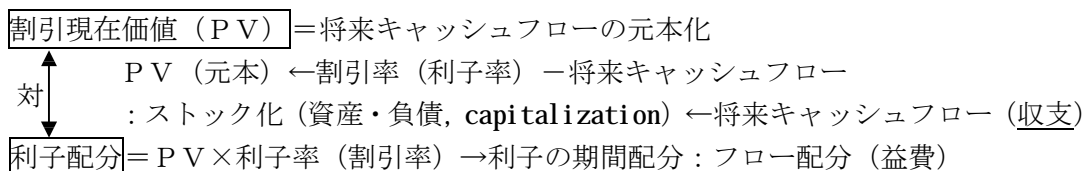
¹⁶ この資産とキャッシュフローの対関係は、資産としての現在価値が将来キャッシュフローの現時点での割引価値であり、逆にその現在価値にその割引率で複利計算をすれば将来キャッシュフローに一致するという関係である。

簿価) 870, 117 = ①のPV (割引率は当初利子率5%)、③受取利息総額 = ① - ② = 229, 883、
④その期間配分 = 毎期の期首簿価 (債権簿価) × 5%

ケース1と2はあらためて補足する必要はないが、ケース3の③での229, 883のうち修正後の契約利子 $20,000 \times 5 \text{年} = 100,000$ を除いた金額、すなわち $1,000,000 - 870,117 = 129,883$ (貸倒引当金繰入額であるが) が受取利息として期間配分 (第1法) されていることに注意されたい。いずれにせよ、3つのケースとも期間配分される毎期の利息は、ケース2, 3での毎期の契約利息も含めて、期首簿価 (PVであり、元本相当額である) × 割引率となる。そして、その利息配分と各ケースの簿価変動は次のように示される。右辺の第2項が利息配分による簿価変動部分である (但し、 r は各ケースの割引率)。各数値例で再度確認されたい。

- $$\left. \begin{array}{l} \text{1) リース債務} \cdots \text{期末簿価} = \text{期首簿価} - (\text{每期支払リース料} - \text{期首簿価} \times \text{割引率}) \\ \qquad \qquad \qquad = \text{期首簿価} \times (1 + r) - \text{每期支払リース料} \\ \text{2) 購入社債} \cdots \text{期末簿価} = \text{期首簿価} + (\text{期首簿価} \times \text{割引率} - \text{每期契約受取利息}) \\ \qquad \qquad \qquad = \text{期首簿価} \times (1 + r) - \text{每期契約受取利息} \\ \text{3) 懸念債権} \cdots \text{期末簿価} = \text{期首簿価} + (\text{期首簿価} \times \text{割引率} - \text{修正後每期契約支払利息}) \\ \qquad \qquad \qquad = \text{期首簿価} \times (1 + r) - \text{修正後每期契約支払利息} \end{array} \right\}$$

重要なことは、割引現在価値 (PV) と利子配分の関係である。図式的に要約すれば次のように示される。将来キャッシュフローの「元本化」(造語ではあるが“**principalization**”)とその割引率による利子配分という「対関係」が、すべてのケースについて「同形」なのである。割引率が両者を繋ぐ連結子となっていることに注意されたい (補遺2参照)。



6 結び—会計配分 vs. 価値評価—

以上、3つのケースにおける割引現在価値計算の用いられ方をみてきたが、いずれも何らかのかたちで確定している将来キャッシュフローの割引現在価値計算がなされている。すなわち、リース会計では支払リース料、満期保有目的債券では毎期の契約利息と償還日に受け取る債券額面額、そして貸倒懸念債権では毎期の修正後受取利息と債権金額である。そして、いずれのケースでもその割引現在価値としての簿価の期間差額が利息相当額の配分計算に基づくものであることもみた。

このことは、売買目的有価証券やデリバティブでの簿価変動 (時価変動) と比較するとき重要な論点となる。そのことはケース2での簿価が「償却原価」といわれることに象徴されている (再度、図1をみられたい)。つまり、いずれのケースの簿価計算もけっして

時価計算をしているのではなく、したがって簿価変動もむしろ時価変動差額ではないということである。いずれも当初認識時に確定しているキャッシュフローの配分という点で時価会計ではなく、そこでの割引現在価値の計算および利息配分は伝統的な配分計算の枠内にあるといえる。

この簿価変動においては、先にみたように毎期の簿価がPVであり、それは「利息法」での利息計算の元本相当額であるから、元本相当額が一定額だけ毎期変動しているように見える。しかし、よく考えてみるとそれは利息法を採用しているからであって、つまり利息計算のための元本相当額の計算であって、「定額法」を用いればこうした利息計算による期間配分はおこなわれず、したがって簿価は現在価値にならない。その意味で、つまり利息法が期間配分の1つの方法（償却原価法の1つの方法）であるかぎり、そこでの簿価変動は本来的な元本額が変動しているというわけではない。その点で、満期保有目的債券は、それが満期保有であるがゆえに、債券ではあっても会計上は（償却原価も適用される）金銭債権と同じ扱いになっているといえよう。ただ、JWG案のように将来、全面時価アプローチが採用されると、償却原価ではなく時価評価されることになる。

これに対し、売買目的有価証券やデリバティブでの時価変動（簿価変動）は、そこで想定される元本価値それ自体が変動しているとみることができる¹⁷。しかも、その変動は（何らかの配分による）一定額の変動というものではなく、時点時点での時価の変動差額にほかならない¹⁸。つまり、そこでの簿価は配分に基づく計算（**derived measurement**）ではなく、当初認識時とは切断された特定時点での不確実性ないしリスクを反映した時価測定（**direct measurement**）なのである。仮にそれもキャッシュフローの配分ということができたとしても、それは実際のキャッシュフローが確定し実現したあとからみての（事前の配分ルールのない）“結果的な配分”でしかない。そのことは例えば売買目的有価証券の時価評価損益を1つ取り上げてみても容易に理解されるだろう。ちなみに、前者の簿価計算ないし簿価決定のあり方を「連続・フロー配分型」といえば、後者は「非連続（離散）・ストック評価型」といえる。

以上の相違、すなわち当初認識時にその計算基礎をおく「会計配分」と当初認識時から切り離された（フレッシュ・スタート）特定時点でのより直接的な「価値評価」との相違はきわめて大きいといえる（補遺1参照）¹⁹。

¹⁷ そこで想定される（擬制されている）元本価値は経済学的には「擬制資本価値」とよばれる。擬制資本というとき何が擬制されているかといえば貸付資本が擬制されており、擬制資本価値が変動することは貸付資本たる元本そのものが変動することにほかならない。拙著『時価会計の基本問題』（中央経済社、2000年）第7章第3節および第11章参照。

¹⁸ したがって、その時価評価差額（有価証券運用損益）の会計処理は「洗替法」ではなく「切離法」が理論的であるといえる。

¹⁹ この当初認識時を計算基礎にする会計配分の構造は、井尻教授が展開した会計測定の公理的構造でいえば「価額帰属規則」と「価額配賦規則」に該当する。したがって、もう一方の価値評価の測定構造を公理的構造という抽象レベルで規則定式化すれば、今日の会計測定システムの全体（2つの計算系のハイブリッド構造—補遺1参照）を公理的構造として記述できる。井尻モデルを「原価—配分—実現」の公理的モデル化ととらえた拙稿「井尻理論の方法と対象」（『会計』第119巻第4号、1981年）141-142頁、および井尻モデルの今日の会計測定モデルへの再構成の可能性に言及した前掲拙著『時価会計の基本問題』318-119頁の注5参照。

会計配分…当初認識時にその計算基礎をおく。そこでの簿価計算は配分に基づく計算
 (derived measurement)。フロー配分計算がストック評価を導く。
 価値評価…当初認識時から切断された特定時点(フレッシュ・スタート)での直接的
 測定(direct measurement)。ストック評価の自立性。金融商品に代表される
 時価評価差額の損益算入。

したがって、次に検討すべき対象は売買目的有価証券やデリバティブ、年金債務(退職給付債務)など「時価会計」といわれるケースでの資産・負債の簿価(貸借対照表価額)の決まり方(時価ないし割引現在価値)である。そして、すでに本稿で示唆されているが、そこでの簿価変動の性格が本稿で取り上げたケースとどのように異なるか、このことが重要な検討課題となる。そのことによって今日の時価測定の特徴が浮き彫りにされる。稿をあらためて論じたい²⁰。

補遺 1 会計配分の基礎

1 収支配分型利益計算の基礎—収支と益費—

会計上の利益計算を基礎づけている要素を可能なかぎり突きつめていけば、3つに還元されるように思える。少なくとも、これまでの利益計算ではそうである。逆に言えば、複雑に見える様々な計算のルールも、結局は、この3つの要素から成り立っているというわけである。その3つとは、①キャッシュフロー(Cash Flows)、②発生主義(Accrual)、③配分(Allocation)である²¹。

図2はその3つの要素の関係(C-A-Aのトライアングル関係)を示したものである。Cashを網掛けにしているのは、それが(計算ルールに左右されない)唯一具体的なものであり、それが(企業活動のみならず会計上も)すべての基礎になっていることを示すためである²²。そして、この3つの要素からそれぞれ3つの財務諸表、すなわち①Cash Flowsからはキャッシュフロー計算書(C/F)が、②Accrualからは損益計算書(P/L)が、そして③Allocationからは(未配分としての)貸借対照表が出てくる。図2は、その相互関連のいわば原型モデルを示しているといえる。

²⁰ 本稿「割引現在価値と会計配分」の続編として「割引現在価値と価値評価」を予定している。

²¹ ここで「対応」(Matching)がもうひとつの要素に加えられるかもしれない。しかし、配分には対応が直接かかわらない配分(例えば有価証券運用損益や利子損益)があるので、ここでは特に要素として示していない。むしろ、図2のAllocationには対応による配分が入っている。

²² より詳しくはキャッシュフローとインカムの関係を具体物(基本物)と計算物の関係から捉えている拙著『キャッシュ・フロー簿記会計論』(森山書店、1996年)参照。むしろ、資産・負債には計算物ではなく実体的具体物としてのそれがあるが、収支を基礎にする利益計算の観点からは繰延資産も設備資産もその資産の本質(支出の繰延配分)を異にしないのである。

図2 Cash Flows/Accrual/Allocation
 —利益決定と資産・負債決定—

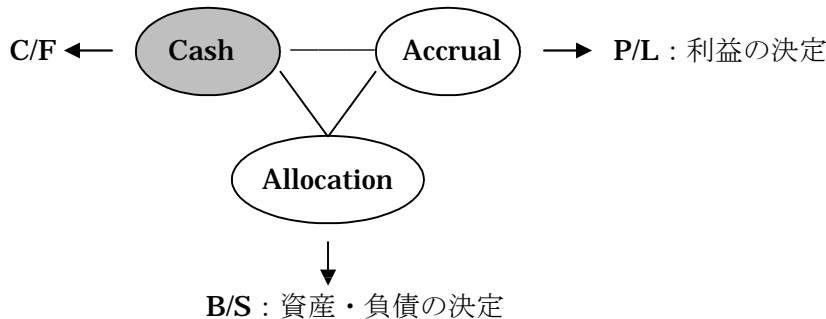


図2に示されているように、利益も資産・負債も何らかのルールでもって、しかもキャッシュフローとの関連において「決定されるもの」であるが、キャッシュフローは「決定されるもの」ではなく「事実そのもの」である。以下では、より具体的にこのキャッシュフローと利益決定および資産・負債決定の関連を説明しよう。

会計利益の決定メカニズムあるいは会計的利益の計算構造は、少なくともこれまでの構造は、一言でいえば収支すなわちキャッシュフローに基礎づけられた期間損益計算であるといえる。この収支を基礎にする期間損益計算ということをも最も象徴的に表現しているのが、ほかならぬ企業会計原則での「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない」(損益計算書原則1A(発生主義の原則)、傍点は引用者)である。

一般に、収入・支出(キャッシュフロー)と収益・費用(以下、単に「収支」と「益費」とは、利益が発生主義によって決定されることから一致しない。このことを収支からみれば、益費は収支の発生主義による配分ということになり、逆に益費からみれば(過去・現在および将来の)収支に対して「繰延(deferral)」および「見越(accrual)」(繰上あるいは引当)となる。そして、収支と益費との差異(不一致)は広い意味での「(期間)配分」が完了・完結することで解消される。つまり、配分しつくされると両者は最終的・全体的に一致する。

ここで、収支を支出(アウトフロー)と収入(インフロー)、さらにフローを過去・現在と将来のフローに分けてみると、収支の配分は以下のように2分類される²³。

²³ 見越・繰延は一般には一定の契約に従い継続して役務の提供を行うあるいは受ける場合についていうが、ここではより広く収支と益費との動的関連について定義している。なお、SFAC No. 6の paragraph 141の脚注55では「発生の技法」(償却原価)と「繰延の技法」(減価償却)とを区別しているが、ここではそうした区別はしていない。本文でも述べたように償却原価での毎期の利息配分額は債券評価額の每期増価というかたちをとって満期時に額面額となりその金額がキャッシュインフローとなるので、その点でそこでの利息配分は将来確定キャッシュインフロー(額面額)の見越配分とみることができる。

- ① 「過去・現在」の支出および収入の次期以降への繰延
「繰延」(deferral: 時の正順配分) … 収支が先で益費が後 (現在収支・将来益費)
- ② 「将来」の支出および収入の今期への見越 (繰上)
「見越」(accrual: 時の逆順配分) … 益費が先で収支が後 (現在益費・将来収支)

収支からみれば繰延操作が現在から次期以降への配分 (時の正順) であるのに対し、見越操作は将来から今期への配分 (時の逆順) である。ただ、その後者の将来キャッシュフローは確定ないしは少なくとも確実性の高い見積可能なキャッシュフローであることが要件となる。

さらに、支出と収入の区分、すなわち支出にかかわる配分と収入にかかわる配分という点から次のように分類される。

- ① 「支出」にかかわる配分…費用配分 (ないし原価配分)
⊖繰延…過去・現在支出=資産→費用化、⊖見越…費用化←将来支出=負債
- ② 「収入」にかかわる配分…収益配分
⊖繰延…過去・現在収入=負債→収益化、⊖見越…収益化←将来収入=資産

通常、配分は支出側にかかわる費用配分の議論が多くなるが、収入側にかかわる収益配分も費用配分とまったく同じ理屈で成り立つことに注意されたい²⁴。そして、原価配分とか費用配分といわれるものが支出側にかかわることに注意したい。さらに、重要な点は、ここでは収支の配分による益費の決定がとりもなおさず資産・負債の決定でもあるということである²⁵。以上の要約図を示せば、図3のようになる。

図3 収支と利益/資産・負債

	収支	
益費	支出	収入
繰延 (過去・現在収支)	費用 資産	収益 負債
見越 (将来収支)	費用 負債	収益 資産

最後に次の点を述べておきたい。すなわち、以上の利益計算の議論においては、配分の

²⁴ 先の注 23 でも述べたように経過勘定項目 (未収収益、前受収益など) に限らず、例えば掛売りによる収益計上も広い意味での「収益配分」(⊖見越) ということなる。さらに現金売りでさえも、より広い意味で配分のなかに入れてもいい。なお、有価証券の時価評価損益も「実現」と解して、それがキャッシュフローの配分であるという見解 (主観のれん説) がある。前掲拙著『時価会計の基本問題』第6章第2節参照。

²⁵ 今日こうした繰延や見越 (フロー配分) による資産・負債は縮小される傾向がある。それはいわば (実態・リスク開示志向による) ストック評価のフロー配分への“浸食現象”ともいえる。ここに、性質を異にする2つの計算系のかかわりが重要な問題になる。

基礎がキャッシュフローにあることに加えて、その配分にあたって当初認識時の計算基礎がそれ以降継続して用いられるということが重要である。配分のための計算基礎がその当初認識時の計算基礎から切断分離されていないということである。3つのケースでのPVの計算と利子配分においてこのことを確認されたい。

したがって、以上の議論に基づく利益計算の特徴を、とりわけ「時価会計」との比較において端的に言えば、当初認識時にその計算基礎（当初時の測定情報）をおくキャッシュフロー配分型利益計算とすることができる。これが、これまでのいわゆる「原価主義会計」といわれる会計枠組みの基礎にあるモデルである。それを3つの要素の頭文字をとって利益計算の「C-A-Aモデル」（計算系Ⅰ）とでもいうことができる。金融商品会計とりわけ現物証券やデリバティブに典型的にみられる「時価会計」でのストック評価および利得損失計算（計算系Ⅱ）との対比が重要な論点となるが、そのためにも原型的モデルを抽出しておくが必要になるのである。

2 会計配分と価値評価－2つの計算系－

会計配分による利益と資産・負債の決定が会計計算にとって唯一のモデルというわけではない。とりわけ、今日の「時価会計」での時価測定は、それとは性格を異にしている。したがって、両者を区別するメルクマールが何であるかが重要になる。ここでは、それを当初認識時に計算基礎をおく「会計配分」型会計（計算系Ⅰ）と当初認識時から分離切断された特定時点（フレッシュ・スタート）でのより直接的な「価値評価」型会計（計算系Ⅱ）との相違として、以下のように要約しておきたい。

〈系Ⅰ〉当初認識時に計算基礎をおくキャッシュフロー配分型会計

収支を基礎にする適正な期間損益計算を志向：収支と益費から資産・負債が決定されるという点が、これまでのいわゆる「原価主義会計」といわれる会計枠組みの特徴である。

〈系Ⅱ〉当初認識から分離切断された特定時点のストック価値評価型会計

ストック価値評価による実態・リスク開示を志向：今日の「時価会計」の測定の特徴であり、特定時点の価値評価として貸借対照表価額が決定され、利益（利得・損失）計算はそれに基づく評価差額として計算される。その点で、系Ⅰと性質を異にする。

系Ⅰと系Ⅱは必ずしも二者択一というものではない。両者がそれぞれ対象を異にするなら（例えば非金融系と金融系）、「全体」は2つの計算系のハイブリッドな計算システムとして構成されることになる。実際、現実の制度はこうした原型モデルからみると性質の異なる2つの系が併存しているとみることができる。そして、会計が現実には制度として存在しているかぎり、系Ⅰと系Ⅱは計算の論理だけから、つまり制度中立的に存在するというものではない。ひらたく言えば、計算の目的（会計目的）によって規定されるということである。したがって、「原価」、「配分」、「実現」など会計認識・測定の概念も制度的な規定を受けての概念ということになる²⁶。ここに計算系の制度的規定性というより大きな観点からの考察が必要になる。

²⁶ この点については前掲拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（下）」図表7参照。

表5 2つの計算系の特徴—そのモデル比較—

	ストック／フローの関係	会計枠組みの思考	計算の基点	将来収支の確定性	資産の評価	簿価計算のあり方	計算の目的	計算と開示
系Ⅰ	フロー志向 (フロー→ストック)	配分 (derived meas.)	当初認識時	固定 (確定的)	原価・ 償却原価	連続・ フロー配分型	分配可能志向 (利害調整目的)	投下資金回収 剰余計算
系Ⅱ	ストック志向 (ストック→フロー)	価値評価 (direct meas.)	特定時点 (フレッシュ・スタート)	変動 (不確実)	時価 (公正価値)	非連続(離散)・ ストック評価型	企業価値志向 (投資決定目的)	実態・リスク開示 (財務透明性)

表5は2つの計算系の特徴の大まかな比較を示したものである。系Ⅱがストック志向であることは計算目的が実態・リスクの開示会計（財務透明性）を志向しているところからきている。そこでの財務透明性は本来的には利益計算とは別であり、直ちにそれに直結するというものではない。しかし、それを財務諸表本体で行うと利益計算とかかわってくる。これが例えば包括利益なる利益概念を生み、とりわけストック／フロー関係において問題を複雑にしている²⁷。包括利益および（その報告様式である）包括利益計算書は、いわばフロー計算志向の系Ⅰとストック計算志向の系Ⅱとの「交錯」と「調整」の場になっているのである。このことは、あとでも述べるように、最近の業績報告をめぐる議論のなかにもあらわれている。

また、すでに本文で述べたように、計算の基点の相違も重要である。この計算基点の相違（当初認識時 vs. フレッシュ・スタート）は、会計思考の基本的相違（フロー配分思考 vs. スtock価値評価思考）や資産・負債の評価の相違（原価 vs. 時価）あるいは簿価決定の方法の相違（連続・フロー配分型 vs. 非連続・ストック評価型）と密接にかかわっている。さらに、この2つの計算系の併存は計算の目的（会計目的）において分配可能利益を志向する会計と企業価値を志向する会計とが交錯するかたちで現れ、現実の制度（商法）においてその調整がなされるかたちになっている²⁸。ちなみに、今日の貸借対照表を2つの系のハイブリッドとして示せば、表6のようになる。ただし、B/Sのすべての項目をあげているわけではない²⁹（とりわけ繰延資産は系Ⅰの資産観を象徴する資産といえる³⁰）。そして、損益計算ならびに報告様式も原理的に $P/L = (i) \text{系Ⅰによる成果計算} + (ii) \text{系Ⅱによる成果計算} \cdots (a)$ 、というかたちになる。そのさい、 $B/S = \textcircled{1} \text{系Ⅰの} B/S \text{項目} + \textcircled{2} \text{系Ⅱの} B/S \text{項目} \cdots (b)$ とすると、(a)と(b)との規定関係は、

²⁷ 実態・リスク開示志向会計と利益計算との矛盾については前掲拙著『時価会計の基本問題』第2章および第3章参照。特に、実態・リスクの開示→リスクをともなう資産・負債の測定属性の選択、という規定関係が重要である。リスク開示（あるいはリスク管理）にはリスクを反映する測定属性が選択されるわけで、それを貸借対照表本体でおこなうと、その属性に規定された（原価・実現の枠組みとは性質を異にする）あらたな利益計算の問題が生じてくるわけである。

²⁸ 商法第290条1項6号の新設がそれである。商法の配当規制と開示規制との調整方式については拙著『時価会計の基本問題』第5章補論5.2参照。

²⁹ 特にキャッシュ項目は図2で示される観点からして、いずれかの系に属するという性格をもつ資産ではないといえる。

³⁰ しかしこうした資産は系Ⅰを象徴しているがゆえに、今日の系Ⅱの台頭からすれば、先の注25でも指摘したように、“浸食”の格好の対象になる。実際、制度的にもそうした資産の一部は即時費用化される運命にある。すなわち、従来、繰延資産処理が認められていた開発費と試験研究費は「研究開発費に係る会計基準」（企業会計審議会、平成10年）においてすべて発生時に費用処理され繰延処理は認められなくなった。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{系 I に関して: (i) 系 I による P/L} \rightarrow \text{① 系 I の B/S} \\ \text{系 II に関して: ② 系 II の B/S} \quad \rightarrow \text{(ii) 系 II による P/L} \end{array} \right.$$

という基本関係になる。系 I と系 II とでは P/L と B/S との規定関係が互いに逆になっていることに注意されたい。

表 6 貸借対照表と 2 つの系
—そのハイブリッド構造—

資 産	系 I	販売用資産(製品・商品、販売用不動産) 回収資産(売掛債権)、運用資産(貸付金、満期保有目的債券) 事業用資産(有形固定資産)
	系 II	運用資産(売買目的有価証券、デリバティブ)
	交錯	投資不動産、無形資産、土地、減損会計対象資産
負 債 ・ 資 本	系 I	営業債務(買掛金、支払手形) 資金調達(借入金、社債)
	系 II	デリバティブ債務、退職給付債務
	交錯	留保利益、包括利益

表 6 での交錯とは 2 つの系が重なったところ、あるいはぶつかり合ったところ(ある種の混乱)であるが、解釈によってはいずれかの系となりうる可能性も考えられる³¹。退職給付債務もある種の交錯がみられるが、その基本は系 II に属する³²。また将来、金融商品の全面時価アプローチが採られるとなると、金融と非金融のハイブリッドがいつそう明確なかたちとなってあらわれることになる。いずれにしても、今後、貸借対照表と損益計算書の再構成の議論が必要になるであろう³³。

³¹ 例えば減損会計を系 I に属するものとして論じた前掲米山『減損会計』がある。前掲拙稿「書評：米山正樹著『減損会計』」参照。包括利益については、それを 3 層構造的に検討している前掲拙著『時価会計の基本問題』第 4 章補論 4.2 参照。またデリバティブでも例えば「外貨建取引等会計処理基準注解」の注 7、および同実務指針(1 の 3)での為替予約等の(特例ではあるが)「振当処理」(④確定・固定されたキャッシュフローの円換算額=資産ないし負債→③直先差額の期間配分)は系 I に属する会計処理といえる(④と③の規定関係を逆にすれば、すなわち直先差額の期間配分→資産・負債の簿価とすればそれは償却原価法となるが、いずれにしても系 I である)。

³² 詳しくは本稿の続編「割引現在価値と価値評価」で論じる予定である。

³³ 最近公表された新しい業績報告書に関する IASB 案では「営業」と「金融」のヨコの 2 区分に加えてタテの 2 区分(コラム 1 とコラム 2)の報告様式となっているが、そこでのコラム 1 とコラム 2 の区分もこうしたハイブリッド構造の 1 つの現れであり、その 1 つの形(形態)とみることができる。この点については前掲拙稿「時価会計と資本利益計算の変容(下)」の付記参照。損益計算書の将来方向については前掲拙著『時価会計の基本問題』第 9 章補論 9.2 参照。なお、こうした貸借対照表の再構成の議論は、かつて木村和三郎が展開した「貸借対照表の分解」の議論ともつながりうる。前掲拙稿「時価会計と資本利益計算の変容(下)」注 63 参照。損益

企業会計はこれまで歴史的に大きくは静態論思考から動態論思考への発展進化してきたといえる。この静態論から動態論への発展からみると、今日の企業会計には動態論とはまた性質を異にする会計思考が横たわっているように見える。それは端的に言えば企業価値（株主価値）を志向する会計といえる³⁴。かくして、今日の会計は動態論的会計観からさらに企業価値的会計観へと移行しているように見える。それが完全にとってかわる会計観になるのかどうか、きわめて重要な点である。上記の2つの計算系の比較の基底には、実はこうした動態論思考（動態論的会計観）と企業価値思考（企業価値的会計観）とが存在しているのである³⁵。

補遺 2 数学的表現

ものごとの基礎にあるものや本質をつかむには、可能な限り血や肉を取り払って残っていくもの、すなわち関係性を取り出すことが重要になる。この関係性の表現には、数学的表現がもっとも有効である。以下では、収支配分型利益計算の基礎としての会計配分（補遺 1）と、資産化と利子配分の対関係（第 5 節）をシンプルな数学的表現でもって示しておきたい。

1 会計配分の基礎

配分ルールを関数 f （繰延操作を f_1 、見越操作を f_2 ）、キャッシュフローを CF （現在フローを CF 、将来フローを CF ）、さらにインフローを CIF 、アウトフローを COF とすれば、収益 R 、費用 E 、資産 A 、負債 L の基本関係はキャッシュフローの配分関数 f によって以下のように記述される³⁶。

$$E = \begin{cases} \textcircled{1} f_1 (COF) \rightarrow A_t = COF - \Sigma E & \Sigma E = COF \\ \textcircled{2} f_2 (COF) \rightarrow L_t = \Sigma E & \Sigma E = COF \end{cases} \quad \dots(1)$$

$$R = \begin{cases} \textcircled{1} f_1 (CIF) \rightarrow L_t = CIF - \Sigma R & \Sigma R = CIF \\ \textcircled{2} f_2 (CIF) \rightarrow A_t = \Sigma R & \Sigma R = CIF \end{cases} \quad \dots(2)$$

(1)式と(2)式とのシンメトリーな関係、すなわち両式の E と R は、 f_1 と f_2 はそのまま、 COF と CIF 、 A と L との相互交換となっていることに注意されたい。この点を

計算書の将来方向については前掲拙著『時価会計の基本問題』第 9 章補論 9.2 参照。

³⁴ こうした会計思考の変遷については前掲拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（上）」第 I の 1 節参照。

³⁵ こうした経済の動態と会計観の変遷については前掲拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（下）」図表 8 参照。

³⁶ ここで基本関係とは、キャッシュフローにつきそれが現在キャッシュフローと将来キャッシュフローだけからなる場合をいう。 $\textcircled{1}$ と $\textcircled{2}$ については、将来キャッシュフローが実際フローとして実現するまで益費を継続して計上する場合をいう。

理解するのがミソであり、そのためには上記のシンプルな数学的表現で十分なのである。
さらに集約すれば、(1), (2)より、次のように示される（ただし、 g は A, L の決定関数）。

$$R \text{ および } E = f(CF) \rightarrow A \text{ および } L = g(CF, f(CF)) \quad \dots(3)$$

2 資産化と利子配分の対関係

現在価値（ PV ）、利息配分（ I ）、資産・負債（ A, L ）の簿価および簿価変動は、将来キャッシュフローを CF 、割引率を r 、毎期の契約上の支払い（あるいは受取り）利息のキャッシュフローを cf として、以下のように示される。

系Ⅰの簿価および簿価変動：当初認識時に計算基点をおく「連続・フロー配分型」

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{現在価値： } PV_t = f(CF, r, t) = \sum_{t=1}^n \frac{CF}{(1+r)^t} \quad \dots(4) \\ \text{資産・負債の簿価： } A_t \text{ or } L_t = PV_{t-1} \times (1+r) - cf = PV_t \quad \dots(5) \\ \text{利息配分： } I_t = PV_{t-1} \times r \quad \dots(6) \\ \text{簿価変動： } A_t - A_{t-1} = PV_{t-1} \times r - cf = (6) - cf (= PV_t - PV_{t-1}) \quad \dots(7) \end{array} \right.$$

ここで、(5)式の簿価の値が(4)式の PV に等しくなる点については次節の証明を参照されたい。また、(7)式については、(5)式および $A_t = PV_t$ より

$$\begin{aligned} A_t &= PV_{t-1} \times (1+r) - cf = PV_{t-1} \times + PV_{t-1} \times r - cf \\ &= A_{t-1} + PV_{t-1} \times r - cf \\ \therefore A_t - A_{t-1} &= PV_{t-1} \times r - cf \end{aligned}$$

となる。なお、リース債務のケースでは(7)式の値がマイナスになるので、簿価変動 $= cf - (6) = PV_{t-1} - PV_t$ とすればよい。

さて、注意したいのは(7)式より、簿価変動が(6)式の利息配分から出てくることである。ここで注意したいのは、(7)式より簿価変動が(6)式の利息配分から出てくること、そのさい利率 r が当初に決定されていること（購入社債のケースでは実効利率の決定）、 PV_t が当初の PV_0 から連続的に繋がっており、しかも CF が確定していること、以上である。これが時価会計での時価変動との決定的な相違である。そこで、今日の時価会計での価値測定（直接的再測定）について PV でもって示しておく、次のようになる。但し、表5にも示されているように、将来キャッシュフローは確定的なものではなく不確定（確率変数）なので、 CF は不確実な将来キャッシュフローを表している。また、割引率も測定時点で異なりうるので、先と異なり r としている。

系Ⅱの簿価および簿価変動：当初認識時から分離切断された「非連続（離散）・ストック評価型」

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{資産・負債の簿価（価値）：} PV_t = f(CF, r, t) \quad \dots(8) \\ \text{資産・負債の簿価変動：} PV_t - PV_{t-1} \quad \dots(9) \end{array} \right.$$

ここで、3つの重要な相違点を指摘しておきたい。第1は、(4)と(8)の相違、すなわち同じくPVの計算であっても、(8)ではCFとrが確定的・固定的なものではなく、不確実・変動的であるという相違に注意されたい。第2は、(7)と(9)との相違、すなわち同じく $PV_t - PV_{t-1}$ であっても、(9)で示される時価変動差額（評価損益）が(7)と異なり資産・負債の直接的再測定による時点間差額として計算されるという相違点である。第3は、(5)と(8)との相違、すなわち(5)の簿価計算ないし簿価決定のあり方を「連続的・フロー配分型」といえば、(8)のそれは「離散（非連続）的・ストック評価型」ということで対比することができる。

3 簿価＝その時点の割引現在価値の一般的証明

3つのいずれのケースも第t期の資産・負債の簿価＝その時点での割引現在価値であることを一般的に示しておきたい。以下では、ケース1、ケース2について証明するが、ケース3も同じように証明できる（読者自ら試みられたい）。

(1) リース会計

まず、n年後（数値例ではn=5）にリース期間が終了するリース債務残高（簿価、数値例では1,700,000）は、毎期のリース支払額をC（同じくC=400,000）とすれば、すでに本文でみたように、次のように表される。ここでCの係数は、期間nに関する年金現価係数とよばれるものである。

$$\begin{aligned} \text{簿価} &= \sum_{t=1}^n \frac{C}{(1+r)^t} = \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C \\ &= \text{その時点の割引現在価値} \quad \dots(10) \end{aligned}$$

次に、1年後の簿価、すなわちn-1年後にリース期間が終了するリース債務残高（数値例では1,396,900）は次のように計算される。本文でもみたように、第2項が支払いリース料Cのうち元本支払額である。

$$\begin{aligned} \text{簿価} &= \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C - \left\{ C - \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C \times r \right\} \\ &= \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C - C + \frac{(1+r)^n - 1}{(1+r)^n} \times C \\ &= \left\{ \frac{(1+r)^n - 1 - r(1+r)^n + r(1+r)^n - r}{r(1+r)^n} \right\} \times C \end{aligned}$$

$$= \frac{(1+r)^n - 1 - r}{r(1+r)^n} \times C = \frac{(1+r)^{n-1} - 1}{r(1+r)^{n-1}} \times C = \text{その時点の割引現在価値} \quad \dots(11)$$

この(11)式の値はn-1年後にリース期間が終了するリース支払金額の割引現在価値に等しい。そして、(10)、(11)式より同様のことがn-2年後以降についても成立する。すなわち、任意のnについてリース債務簿価=その時点での割引現在価値が成立する。

(2) 満期保有目的債券

まず、n年後(数値例ではn=4)に満期となる債券の期首簿価(数値例では**9,650,000**)は、契約利息をC(同じく**C=500,000**)、額面金額をK(同じく**K=10,000,000**)とすれば、Cに関する年金現価係数とKに関する現価係数を用いて、次のように表される。

$$\begin{aligned} \text{簿価} &= \sum_{t=1}^n \frac{C}{(1+r)^t} + \frac{K}{(1+r)^n} = \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C + \frac{K}{(1+r)^n} \\ &= \text{その時点の割引現在価値} \quad \dots(12) \end{aligned}$$

次に、1年後の簿価、すなわちn-1年後に満期となる債券の簿価(数値例では**9,729,000**)は利息法に基づく償却原価法により次のように計算される。本文でもみたように、第2項が金利調整差額(同じく**350,000**)の償却額、すなわち債券簿価の増価額である。

$$\begin{aligned} \text{簿価} &= \left\{ \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C + \frac{K}{(1+r)^n} \right\} + \left[\left\{ \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C + \frac{K}{(1+r)^n} \right\} \times r - C \right] \\ &= \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C + \frac{K}{(1+r)^n} + \frac{(1+r)^n - 1}{(1+r)^n} \times C + \frac{K r}{(1+r)^n} - C \\ &= \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C + \frac{K}{(1+r)^n} - \frac{1}{(1+r)^n} \times C + \frac{K r}{(1+r)^n} \\ &= \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n} \times C + \frac{K(1+r)}{(1+r)^n} - \frac{1}{(1+r)^n} \times C \\ &= \frac{(1+r)^n - (1+r)}{r(1+r)^n} \times C + \frac{K}{(1+r)^{n-1}} \\ &= \frac{(1+r)^{n-1} - 1}{r(1+r)^{n-1}} \times C + \frac{K}{(1+r)^{n-1}} = \text{その時点の割引現在価値} \quad \dots(13) \end{aligned}$$

この(13)式の値はn-1年後に満期となる債券の割引現在価値に等しい。そして、(12)、(13)式より同様のことがn-2年後以降についても成立する。すなわち、任意のnについて、

償却原価法による債券簿価＝その時点での割引現在価値が成立する。

Microsoft 数式 3.0